

基本編

1 目的及び位置づけ

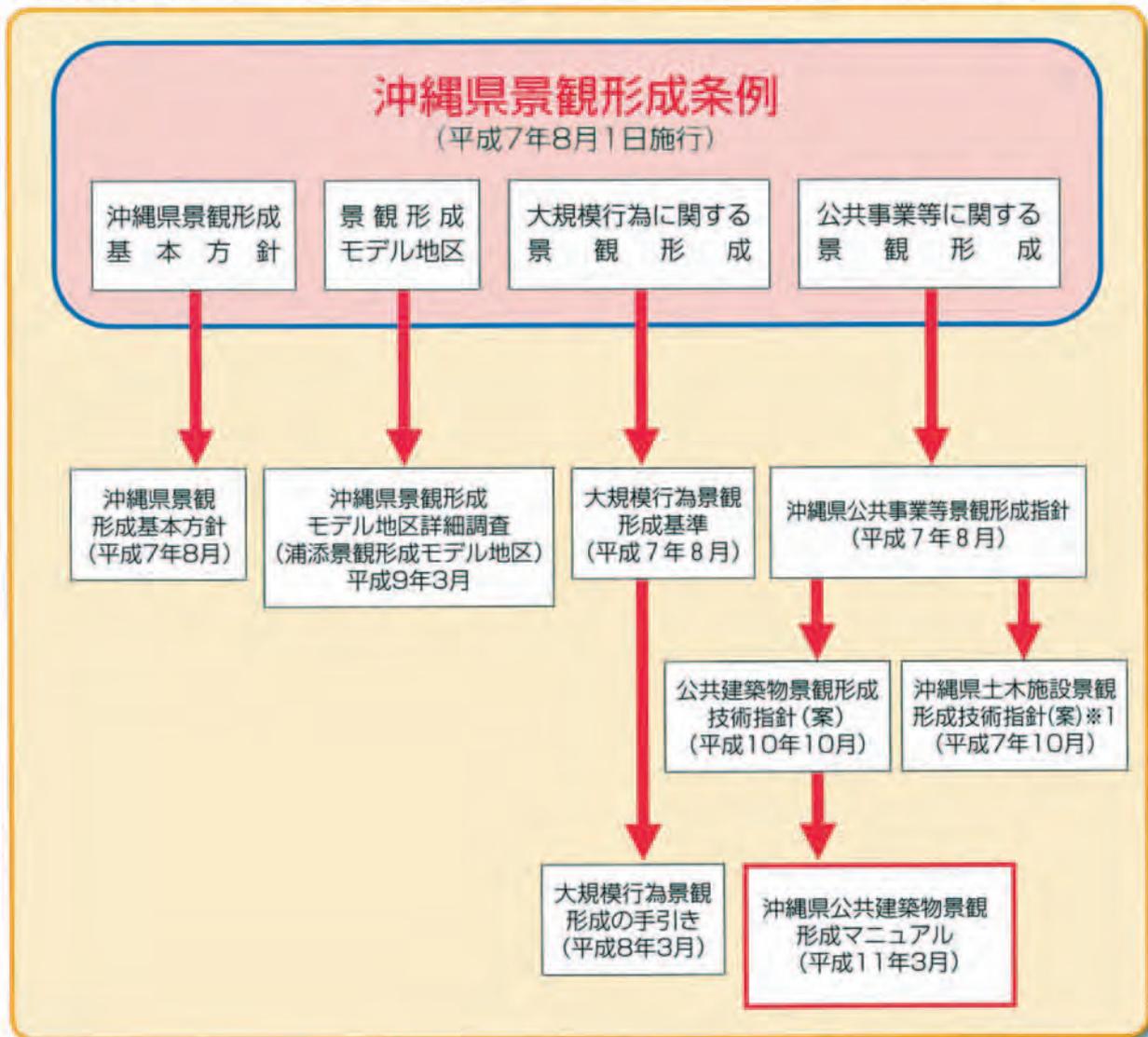
沖縄県公共建築物景観形成マニュアル(以下、マニュアル)は、沖縄県土木建築部が所管する公共建築物の整備において良好な景観形成を図るために、景観形成の考え方や手法を提示し、地域の特色を活かした施設整備に資するものである。

土木建築部では、「沖縄県景観形成条例」に規定されている「公共事業等景観形成指針」の内容をより具体的に手法や方向を解説した「沖縄県公共建築物景観形成技術指針(案)(以下、「技術指針」(案)という。)」を平成10年10月に策定した。

本マニュアルは、「技術指針」(案)を踏まえ、実務担当者向けに編集したもので、県内公共建築物事例を引用することによってさまざまな課題の対処が図れるように工夫している。

また、公共建築物の整備にあたっての景観形成は、各市町村の条例や地域ごとの景観基本方針及び地区計画等との連携を図って進められるものであり、本マニュアルは、地域の景観特性などを尊重し、柔軟に運用されることを期待するものである。

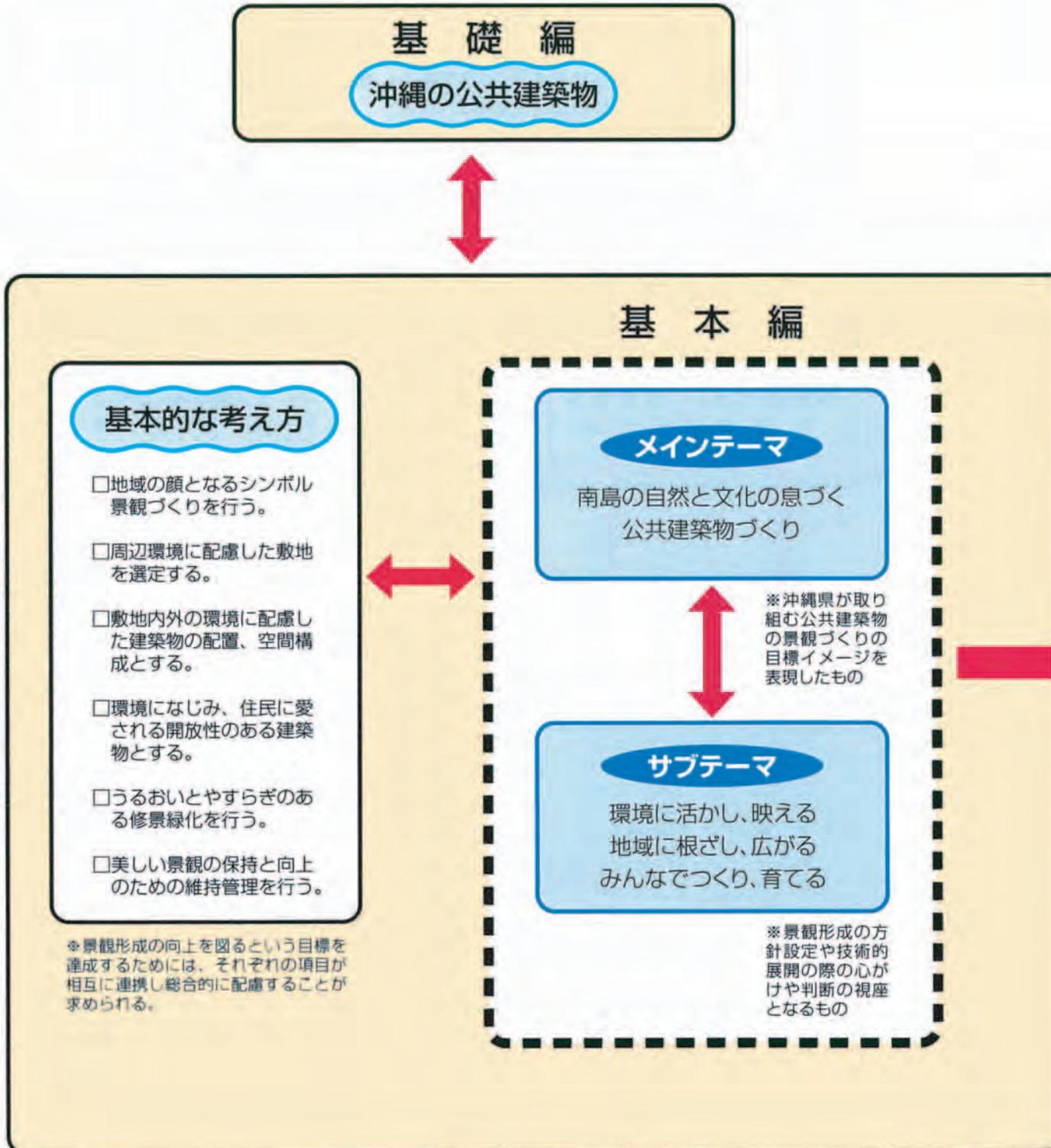
沖縄県景観形成条例の体系における沖縄県公共建築物景観形成マニュアルの位置づけ



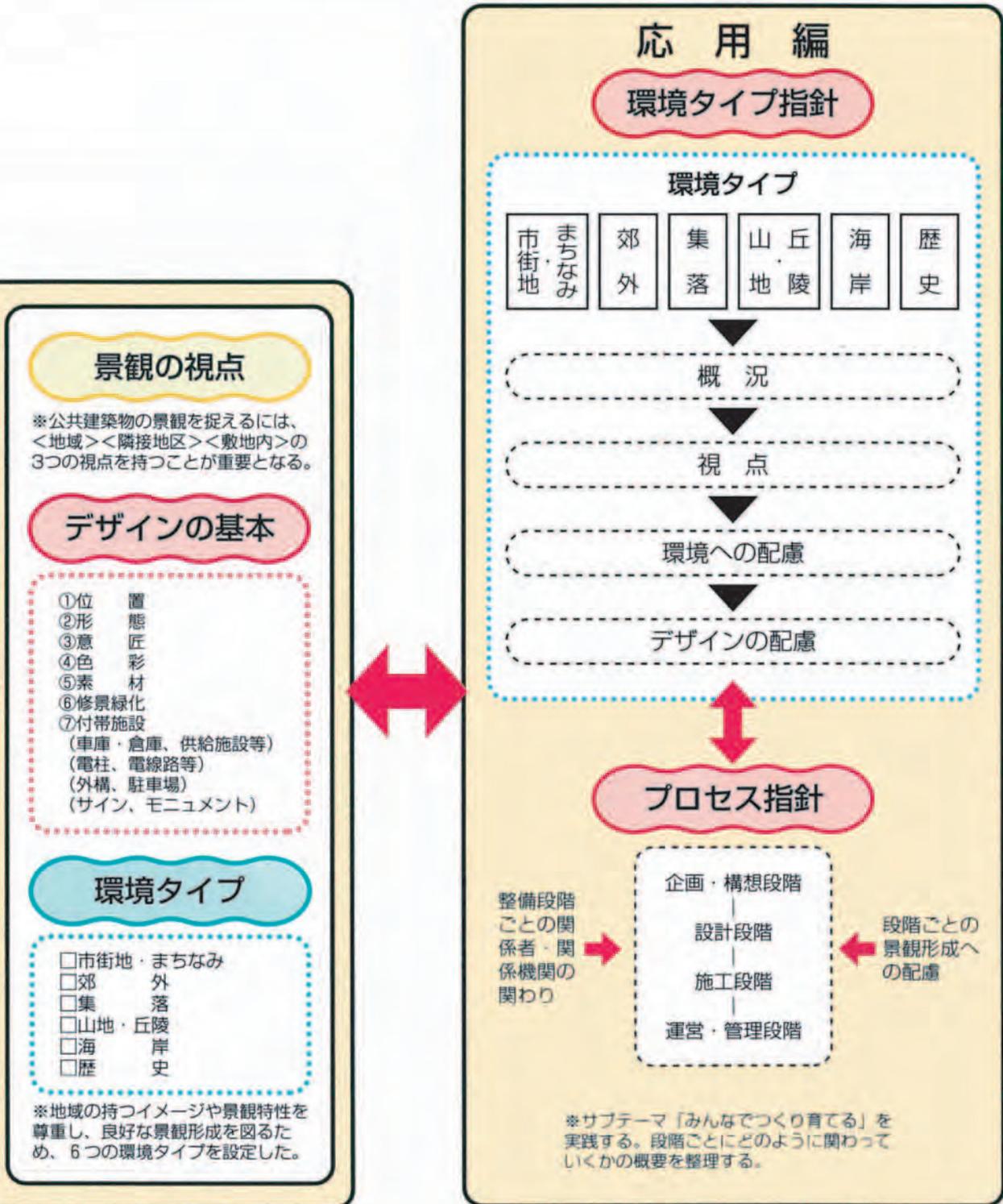
※1 「沖縄県土木施設景観形成技術指針(案)」については、県景観形成条例の制定作業と平行して作業を行い、「沖縄県公共事業等景観形成指針」との関係に配慮しつつ、平成7年10月に策定している。

2 マニュアルのフロー

本マニュアルでは、本県の公共建築物の概況を把握するため、＜沖縄の公共建築物＞の概要を基礎編で述べた。これからの基本編では景観形成の目標となる＜基本的考え方＞、＜メインテーマ、サブテーマ＞の設定を行うとともに、景観を捉える3つの柱となる＜景観の視点＞、公共建築物の＜デザインの基本＞及び景観特性から分類した＜環境タイプ＞について整理を行っている。



応用編では、基本編をふまえて、実際の環境とどう調和していくかということ述べている。具体的にはまず、環境タイプ毎に、環境への配慮、デザインの配慮という表現で整理している。また、プロセス指針では、公共建築物の景観形成において、本マニュアルをどう活用するかということや各整備段階ごとに関わる担当者、関係機関の基本的な役割・分担等の考え方を述べている。



3 基本的な考え方

景観は様々な要素が複合的に組み合わさり構成されている。公共建築物の景観形成において地域景観の誘導は、重要な役割りの一つである。このため、扱うべき領域も建築物そのものから周辺環境へと広がりがあり、目標とする景観の姿も施設の性質や周辺環境の状況に対応して多様である。

「基本的考え方」は、この様に多様で複雑な景観の形成の取り組み方針を6つの項目に集約し整理したものである。よりよい景観を形成していくためにはそれぞれの項目が相互に連携し総合的に配慮することが重要である。

● 地域の顔となるシンボル景観づくりを行う

公共建築物の多くは役所や文化施設、教育施設、福祉施設等、全ての人々に利用され、その機能性と共に愛され、親しまれるシンボリック的存在であることが望まれる。地域景観資源の活用等建築の形態意匠を工夫し、地域の顔となる建物づくりを行う。



沖縄の青い海を思わせるうねる大屋根が天空に映え印象深い施設となっている。
(沖縄コンベンションセンター、宜野湾市)



伝統の素材やモチーフにより地域らしさを演出し、形態や意匠で地域を象徴する施設となっている。
(名護市役所、名護市)

● 周辺地域に配慮した敷地を選定する

新規に公共建築物を立地させる場合、施設の規模と周辺の自然性や歴史性あるいは眺望など地域の景観資源との整合を検討するなど、十分な景観評価に基づいて敷地を選定する。



周辺に開かれた敷地の構成となっており、市街地に広がりや安らぎを提供している
(那覇地方裁判所、那覇市)



狭隘な密集住宅地においても、ゆとりある敷地の確保とともに、施設配置の工夫により開放感のある空間が構成されている。
(宜野湾市民図書館、宜野湾市)

● 敷地内外の環境に配慮した建築物の配置、空間構成とする

定められた敷地において建築物を配置する場合、周辺の土地利用や自然環境さらに前面道路等との調和に配慮した位置とする。

また、敷地背後に自然植生域や海など優れた景観資源があった場合、隣接境界に空間を確保し、背後の景観資源へのビスタを確保する。



低層で勾配屋根の建築物が敷地境界の盛土で囲まれ、低く柔らかな敷地が自然に道路とつながっている。
(宮古厚生園、平良市)



歩道との境界を目立たせず、ゆとりと潤いのある歩道空間を構成している。
(浦添市立図書館、浦添市)

● 環境になじみ、住民に愛される開放性のある建築物とする

景観形成の重要な要素である建築物の規模においては、壁面や屋根の形態意匠などボリュームとのバランスに配慮する。さらに、材料の選定や色使いなどで周辺環境や空の色になじませる配慮や、広い玄関や窓、ベランダなどオープンな空間を確保するなど、開放性のある意匠に心がける。



分棟、勾配屋根によりボリューム感を軽減した構成は、違和感のないまとまりのあるものとなっている。
(県立公文書館、南風原町)



隣接建築物との高さに配慮して中央部を高くし、表情を豊かにしている。
(県営赤嶺市街地住宅、那覇市)

● うるおいとやすらぎのある修景緑化を行う

緑の効果は、暑い日差しから陰をつくって安らぎや潤いを与えたり、寒風を防いだりするとともに、季節を感じさせ、また、花や香りの演出、建築物の添景など様々である。建築や周辺環境との調和に配慮しつつ、より効果の高い修景緑化を行う。



沿道玄関前の小さな空間を修景緑化により雰囲気を楽しみ出している。
(西原町役場、西原町)



ゆっくりと大きく育った緑が、街のオアシスとして深みのある空間を構成している。
(那覇市役所、那覇市)

● 美しい景観の保持と向上のための維持管理を行う

建築物は年月とともに落ち着き、なじむ場合と、老朽化や手入れの不備から景観が悪化していく場合がある。良好な景観を保つための日常的なチェックや管理、長期プログラムに基づく定期的な改修、景観不良な場所の向上のための改善等、充実した管理により魅力ある景観の維持を行う。



敷地内の大きく育てた緑とともに常に花を飾り、地域の潤いの空間となっている。
(宜野湾市役所、宜野湾市)



管理の行き届いた敷地内の大きな緑が落ち着きのある空間となっている。
(県立南部病院、糸満市)

4 メインテーマ

本県は亜熱帯海洋性気候にある島嶼からなり、固有の民族と外来の文化が融合する歴史の中で、独自の風土景観が育まれてきた。

これらの特性を公共建築物の景観づくりに活かすために、ここではメインテーマ、サブテーマを設定し、応用編の「環境タイプ指針」、「プロセス指針」で具体的な指針として反映させていくこととする。

メインテーマ

南島の自然と文化の息づく公共建築物づくり

古来沖縄の建築物は、強い日差しを遮り、涼しい風を呼び込み、貴重な水を集め、また、強い台風や冬場の冷たい北風から人々を守るなど、気象条件や暮らしの知恵に根ざした技術やデザインによって形づけられ、風土景観を特徴づけるものとなっていた。

また建築景観の中でも、首里城を頂点に、各間切の番所や集落毎のムラヤー、アサギなど公共の建築物は、行政の拠点、窓口あるいは集会、祭事の場として、人々の心の拠り所やコミュニティ空間となるなど、象徴的な場でもあった。

これに対し近代建築は、技術の進歩に伴う素材、生活様式、嗜好の多様化等により建築物自体の質の向上や個性の主張に対する関心の高まりとは逆に、地域の文化や環境に対する配慮の欠如が憂慮されている。

そこで地域の景観をリードする役割を担う公共建築物は、その整備にあたり地域の自然や文化、暮らしの姿を踏まえ、味わいと潤いのあるものとすることを目指しメインテーマを設定する。

サブテーマ

環境に活かし、映える／地域に根ざし、広がる／みんなでづくり、育てる

●環境に活かし、映える●

地域の景観は、自然、文化、歴史が人の暮らしを通して現れる環境の一部である。公共建築物の景観形成においては、施設が地域景観の中に馴染み、映えるよう、地域環境の特徴を把握し、さらに高め、結果として施設と環境が相互に影響しあい良好な景観となるように整備を行う。

●地域に根ざし、広がる●

公共建築物の景観形成の重要な役割として地域景観の誘導がある。公共建築物の景観形成は、単に建築物本体を美しくデザインすることではなく、建築物と敷地とでどのような空間をつくり、敷地際でどのように周辺地域へとつながり、良好な景観を広げていけるかが重要な課題となる。

●みんなでづくり、育てる●

公共建築物の景観形成は、うまく創り出し、育てていくことが重要である。このためには、より多くの声や知恵を集め、地域景観形成に様々なかたちで取り組んでいく必要がある。